

第6章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請（変更届）について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項（代表者、所在地等）に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。

手続方法は、入札審査課のホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続を行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

2 登録されている事業所・業種の変更について

(1) 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当します。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

	令和7・8年度名簿（申請日現在）	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」をB支店へ変更する

※ 契約権限を変更する場合は、[入札審査課のホームページ](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html)で確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

(2) 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和7・8年度名簿の有効期間内に、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、登録業種の入替に該当します。

※ 「業種入替」については、[入札審査課のホームページ](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html)で確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html>

埼玉県に申請している場合

1 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

- (1) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- (2) 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき
- (4) 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
- (5) 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
- (6) 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (7) 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (8) 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき
- (9) 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき
- (10) 埼玉県内で工事事務等を起こしたとき

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

3 参加資格の抹消について

- (1) 次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこととされた者となったとき
 - イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めたとき
 - ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格である者と認めたとき
 - エ 金融機関から取引を停止されたとき
 - オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

- (2) 次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。
- ア 「建設工事」にあつては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから９０日を経過したとき
 - イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから９０日を経過したとき
 - ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていないものとなつてから９０日を経過したとき
 - エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき
 - オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があつたとき
- (3) 次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。
- ア 資格審査申請等の内容に虚偽があつたとき**
 - イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となつた場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠つたとき